

第54回定例会

伊方町議会議録

NO. 1

平成30年9月13日 開会

伊方町議会

第54回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成30年 9月13日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月13日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 田中 洋介 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 菊池 嘉起 地域振興センター所長 兵頭 達也
町長提出議案の項目	報告第5号 平成29年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第6号 平成29年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第51号 町長の専決処分事項報告について (平成30年度伊方町一般会計補正予算(第2号)) 議案第52号 町長の専決処分事項報告について (平成30年度伊方町一般会計補正予算(第3号)) 議案第53号 伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について 議案第54号 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について 議案第55号 伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定について 議案第56号 伊方町生活改善センター条例を廃止する条例制定について 議案第57号 伊方町ふるさと創生基金条例を廃止する条例制定について 議案第58号 伊方町農業水利推進基金条例を廃止する条例制定について 議案第59号 三机小学校校舎外部改修基金条例を廃止する条例制定について

	議案第 60 号	伊方町介護師等就学就業資金貸与条例制定について
	議案第 61 号	平成 29 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 62 号	平成 29 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 63 号	平成 29 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 64 号	平成 29 年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 65 号	平成 29 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 66 号	平成 29 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 67 号	平成 29 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 68 号	平成 29 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 69 号	平成 29 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 70 号	平成 29 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 71 号	平成 29 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 72 号	平成 29 年度伊方町水道事業会計決算認定について
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)	
	3 番 末光 勝幸議員	4 番 竹内 一則議員

伊方町議会第54回定例会議事日程（第1号）

平成30年9月13日(木)
午前10時00分 開議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告

- | | | | |
|-----|-----|---|----------|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| | 第 2 | 会期の決定 | |
| | 第 3 | 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」 | |
| | 第 4 | 一般質問 | |
| | 第 5 | 平成29年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について | (報告第5号) |
| | 第 6 | 平成29年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について | (報告第6号) |
| | 第 7 | 町長の専決処分事項報告について
(平成30年度伊方町一般会計補正予算(第2号)) | (議案第51号) |
| | 第 8 | 町長の専決処分事項報告について
(平成30年度伊方町一般会計補正予算(第3号)) | (議案第52号) |
| | 第 9 | 伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について | (議案第53号) |
| | 第10 | 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について | (議案第54号) |
| | 第11 | 伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定について | (議案第55号) |
| | 第12 | 伊方町生活改善センター条例を廃止する条例制定について | (議案第56号) |
| | 第13 | 伊方町ふるさと創生基金条例を廃止する条例制定について | (議案第57号) |
| | 第14 | 伊方町農業水利推進基金条例を廃止する条例制定について | (議案第58号) |
| | 第15 | 三机小学校校舎外部改修基金条例を廃止する条例制定について | (議案第59号) |
| | 第16 | 伊方町看護師等修学就業資金貸与条例制定について | (議案第60号) |

- 日 程 第 1 7 平成 2 9 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について
(議案第 61 号)
- 〃 第 1 8 平成 2 9 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 62 号)
- 〃 第 1 9 平成 2 9 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 63 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 9 年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 64 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 9 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
(議案第 65 号)
- 〃 第 2 2 平成 2 9 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 66 号)
- 〃 第 2 3 平成 2 9 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 67 号)
- 〃 第 2 4 平成 2 9 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
(議案第 68 号)
- 〃 第 2 5 平成 2 9 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
(議案第 69 号)
- 〃 第 2 6 平成 2 9 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
(議案第 70 号)
- 〃 第 2 7 平成 2 9 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 71 号)
- 〃 第 2 8 平成 2 9 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 72 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより、伊方町議会第54回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。ここに、伊方町議会第54回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝申し上げます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月に発生をいたしました「平成30年7月豪雨」では、愛媛県内におきましても、甚大な被害が生じました。被災されました方々に対しましてお見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。

本町におきましては幸いにして人的な被害は免れましたが、南予用水送水管の破損をはじめ、町道・農道・園地の崩壊等各地で被害が発生いたしております。一日も早い復旧に向け、全力で対応してまいりたいと存じます。

また、この最近を見ましても、台風21号の関西地域をはじめとする甚大な被害、北海道での大規模地震など、近年の気象状況は想定のできない規模や範囲などに拡大しておりまして、今までにない大規模な災害が全国各地で発生いたしております。

町といたしましても、日頃から防災・減災対策に取り組んでいる所ではありますが、更に重ねての対策や対応方法につきまして、昨今の様々な事例を教訓として、住民、行政と企業などが一体となり、防災・減災対策に努めるようしっかりと進めてまいります。

さて、私は町長に就任をいたしましてから、2年が過ぎようとしております。任期の折り返しを迎えるに当たり、この2年間を総括し、町政の進展のために残りの任期を精一杯努めてまいりたいと、決意を新たにいたしているところであります。

またこの間、伊方発電所におきましては、1号機、2号機が廃止となり、3号機は再稼働いたしましたが、その後の定期検査の状態が続いている状況でございます。

今後も安全管理を最重要課題として、適切な情報公開により、町民に対する更なる信頼向上に努めるように四国電力に対して求めてまいりたいと存じます。

季節は秋を迎え、朝夕、随分過ごしやす季節となりました。町内では、基幹産業であります柑橘の収穫を迎え、1年間の成果として、大変に忙しい時期を控えているところでございます。

今後も、基幹産業であります農業、漁業などの一次産業をはじめ、観光産業の振興等につきまし

てしっかりと取り組んでまいります。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、

- ・報告事項 2件
- ・町長の専決処分事項報告 2件
- ・条例改正、廃止及び制定に関する議案 8件
- ・平成29年度一般会計及び特別会計の決算の認定 12件
- ・平成29年度一般会計及び特別会計補正予算 9件
- ・財産の取得に関する議案 1件
- ・人事案件 4件でございます。

いずれも町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中ご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。

それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 末光勝幸議員、4番 竹内一則議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、9日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。受付順により、木嶋英幸議員、末光勝幸議員の順にお願いいたします。

初めに、木嶋英幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱1「災害について」ご質問させていただきます。

まずもって初めに先日の産業建設委員会からの阿部議員さんの音頭取りで、お願いした町内災害視察に全員の議員さん、それと担当の町の職員の皆さんには案内や説明をいただき、大変皆さんに理解していただき、いい機会だったかなと思っております。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。

さて、本題に入りますが、先日の西日本豪雨による水害は広島や岡山、そして今我々が住んでいる愛媛にも広範囲に被害をもたらしました。かなりの犠牲者も出た過去最大級の災害ではないかと思えます。

特にこの地域である南予一帯が酷い状況でありました。しかしお陰で伊方町は人的災害もなく生活に支障をきたすことも殆どありませんでした。

これも南予用水のお陰で少しの断水はあったものの長期間の不便はなく、皮肉にも水をいただいている野村町やとなり町の吉田町、三間町は1か月以上の断水、そして未だに飲み水が出ないありさまです。また、先日の関西上陸の台風に引き続き、北海道全域を襲った地震など、予測のできないことが沢山あります。事前に対応策を考えなければならない、そのように思っております。特に本町は原子力発電所の立地町で世界中から注目されている所であります。

避難道の確保や避難場所への誘導、そして場所の確認等日頃から訓練が必要ではないでしょうか。災害対策マップを作成したり、転入される方には窓口でそういうグッズの手渡しをするなど、要点だけでも口頭で説明してあげる等の職員の誰もがができるマニュアルを作ることはできないかお尋ねします。

先般も質問しましたが災害対策ヘリや救急ドクターヘリなどを使うヘリポートの状況、そして今後の見通しをもう一度お尋ねします。前回尋ねた時と比べて少しでも前進したことがあれば詳しく教えていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員のご質問にお答えをいたします。

大綱の①「災害対策について」でございます。

ご指摘のとおり、先の7月豪雨におきましては、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、

各地で甚大な被害が発生をいたしました。

県内では、南予地方で大規模な被害や多数の犠牲者を出すなど、過去に例のない災害となりました。被災されたすべての方々の、一日も早い復興を願うばかりでございます。

町内におきましても、道路の通行止めや断水など、町民の皆様の生活に多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫びを申し上げる次第でございます。

現在、復旧に向けてまして全力で取り組んでおりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず、ご質問の「日頃からの避難訓練などについて」でございます。

防災活動の取り組みとして、毎年、原子力災害を想定した大規模な訓練を行い、避難経路が断たれた場合の避難方法等について確認をいたしております。

自然災害につきましても、毎年9月に総合防災訓練を行っておりますが、今年度も各地区の自主防災会が主体となりまして避難訓練を行い、避難経路や避難方法等を確認していただいたところでございます。

このような訓練を繰り返し行い、住民自身がどこに、どのような経路で避難すべきかを事前に把握していただくことも大変意義のあることであると思っております。

次に、「災害対策マップ及びマニュアルの作成などについて」でございます。

町の防災に関する住民への周知でございますが、過去には避難所や避難経路などを示した防災マップの戸別訪問を行った経緯がございます。

この防災マップは、町のホームページにも掲載をいたしておりますが、情報が古いことから、今年度、最新の防災情報を集約してホームページに掲載するための費用を当初予算に計上し、現在その作業を進めているところでございます。

これらの情報につきましては、議員ご指摘のとおり、各地区ごとに印刷して掲示板で周知することや、転入者に対しましても、その縮小版を窓口で配布し、要点を説明する方法を進めたいと考えております。

最後に、「ヘリポートの状況及び今後の見通し」についてでございます。

ヘリポートの状況に関しましては、昨年度、専門業者に委託をいたしまして、ヘリコプター操縦士同行のもとで、町内55地区における可能性調査を行ったところでございます。その結果、離着陸が可能と判断をされました99地点のうち、現状のままで使用可能との調査結果が得られました36地点について、順次、登録に向けた手続きを行う方針でございます。

これまでに役場内部の調整と地元への連絡を終えまして、現在、消防署で詳細な確認をいただいているところでございます。

これらの手続きを経まして、最終的に認められた地点から登録・公表をしていきたいと考えております。

その他の候補の地点につきましても、可能な範囲で電線や飛来物などの障害要因を移設・撤去するなど、順次、進めてまいりたいと考えております。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し、一つの大綱につき、2 回以内と定めます。木嶋議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほどの説明を聞かせていただいて、真面目に取り組んでいる状況は分かりました。今後ともよろしく願いいたします。伊方町として、大きな柱の一つで定住促進をかかげておと思っています。定住していただく方に、住んでいただきやすい環境づくりをするためにも、自然災害などが万が一起きた時にも即対応できる安心して住める町、若干ズレるかも分かりませんが、子育て支援が充実して、若者も喜んで来ていただけるような環境づくりを町としてはどう取り組んでいくのか。そして、現在の伊方町に移住された方たちに、例えば先ほども言いましたように窓口の方ではどんな対応をされているのか、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） すいません、ちょっと質問の意味がよく分からなかったなので、もう 1 回お願いできますか。

○議員（木嶋英幸） はい。

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。要するに定住促進する町として、来ていただく方に住みたいというような環境づくりをするためにも、災害も事前に防げますよとか、そういうふうな対策をされているか。皆さん、入籍される時に窓口に来られた方にそういう説明とか、こういう避難場所があるとか、そういうふうなことを今されているのか。今後そういうふうなことを取り組んでいかなければならないと僕は思うんですけど、そういうふうなのも視野に入っているのか教えていただきたらと思います。

○町長（高門清彦） はい、議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘のように移住定住を現在町としては、進めているところでございます。来ていただく方に安心して住んでいただく町づくりとういのは、非常に大事な町政の中の一つであろうと思っております。先ほど、答弁いたしましたように、今般防災マップを新しくリニューアルしまして、窓口でそういった方々に対して、伊方の防災対策はこういった町になっております。あなたの避難場所は、こうです。避難経路は、こういうことを考えておりますということその方々に的確にお伝えするようにいたしたいというふうに思っております。

現状の窓口対応につきましては、担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 現在、転入された対しましては、ゴミカレンダー等の身近な情報はお渡しするようにしております。先ほどの答弁にありましたように、今回からは防災マップ等の情報もお渡ししまして、町の安心安全な取り組みをお知らせしたいと考えております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先ほど、町長からの答弁にもホームページというような文言ができました。これは、今の時代ですから、かなりの方が見ることができるのかなと思うんですけども、全員に見ていただくことは不可能かなと思ってます。それで、中にありましたようにいろんな印刷物とか、口頭でもお伝えできることは、しっかり早く対応できるようにしていただけたらと思いますので、答弁はいりませんが、早いところ対応していただくようによろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。続いて、末光勝幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 最初にこの度の西日本豪雨災害におきまして、近隣の市の多大な被害が出たことにお見舞いを申し上げます。数十年に一度と言われる今回の水害で当町では、人的被害はなかったものの農道等の崩壊、断水、停電などが 20 数箇所ありました。今後も災害に強い町づくりに努めていただきたいと思います。それでは、一般質問をさせていただきます。

大綱 1 「原子力発電所の乾式貯蔵施設について」

最初に今年の 5 月 25 日に、四国電力が安全協定に基づき乾式貯蔵施設の事前協議を当町と愛媛県に申し入れております。2023 年度に運用を始めたい意向であると聞きますが、その安全性について町議会でも昨年、東海村を視察いたしました。東日本大震災も経験したが、特に異常は無かったということでした。町長として安全性について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

2 番目に乾式貯蔵施設が設置された場合、町としてはどのようなメリットがあるかお伺いをいたします。

3 番目に乾式貯蔵施設を設置した場合、「使用済核燃料の実質的な永久貯蔵と同じことになるのでは」との声も聞かれますが、町長としてどのように考えているのかお伺いをいたします。

大綱 2 「文化事業補助について」

伊方町では「まちづくりのテーマ」として、「佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化から醸し出される地域の魅力を活かし、暮らす人々と訪れる人々の誰もがしあわせを実感できる

まちづくりに取り組みます」ということが謳われております。近年の少子高齢化により、文化協会に所属する団体は、平成 29 年度では伊方地域 15 団体、瀬戸地域 14 団体、三崎地域 6 団体合計 35 団体となり、所属団体もさることながら構成員も減少しているのが現状であります。町では、文化協会に年間 41 万 4,000 円の補助を行っておりますが「～よろこびの風薫るまち伊方～」であるために、特に高齢化社会に潤いをもたらすためにも、補助額の増額を図り、文化振興をさらに進めていくべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

大綱 3 「国民健康保険税について」

国民健康保険税は、町民にとって年々その負担が重く感じられるのが実状かと思われまます。またその算定の仕組みについて、町民に十分に理解されていないようにも思われまます。保険税の算定には所得割、資産割、均等割、平等割の合計額で決定されますが、平成 30 年度においてどのように改定されているのかお伺いをいたします。

大綱 4 「介護保険料について」

国民健康保険税に加えて、介護保険料の増額も町民の負担になっております。県内でも高齢化の進んだ当町ですので、ある程度の負担はやむを得ませんが保険料を抑えるためにどのような努力をされているのかお伺いをいたします。

以上、4 点についてお伺いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めまます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱 1 は「原子力発電所の乾式貯蔵施設について」のご質問でございますが、1 点目は、「安全性についての考え」についてでございます。乾式貯蔵につきましては、原子炉で使用後、15 年以上かけて十分に冷却した使用済み核燃料を「閉じ込め」、「臨界防止」、「遮へい」、「除熱」の 4 つの安全機能を有した金属製のキャスクに入れて貯蔵する方法で、キャスクは水や電気を使わず、空気の自然対流により冷却することができると説明を受けております。

議員が申されましたように、福島第一原発では東日本大震災以前からこの乾式貯蔵が採用されておりましたが、震災の被害に耐えまして、健全性が証明されたことから、原子力規制庁でもこの貯蔵方法の導入を推進する方針が示されているところでございます。

このようなことから、乾式貯蔵施設については、発電所の安全性を高めるために導入される、新しい知見、新しい技術と捉えておりますが、伊方発電所への導入につきましては、現在、原子力規制庁により専門的、技術的な見地から審査が行われておりますので、その審査結果も踏まえながら、事前協議の申し入れに対する判断を行いたいとこのように考えております。

次に、2 点目の「町としてどのようなメリットがあるか」でございますが、私は、伊方発電所に関する判断を行う際には、常に安全性を第一の判断材料としております。

本施設の設置につきましては、先にお答えしましたとおり、発電所の安全性を高める新しい技術

の導入と捉えておりますので、安全性向上が最大のメリットになるかと考えております。

また、町民に対しても、施設の必要性、安全性について理解を深め、安心感をより高めてもらうために、四国電力に対し丁寧な住民説明を行うよう、申し入れているところでございます。

更に、乾式貯蔵施設が設置されることとなりましたら、建設工事等なんらかの新規雇用の機会も増えると見込まれますので、町内での雇用等、地域経済への協力につきましても四国電力に要請したいと考えているところでございます。

次に、3点目の「永久貯蔵になるのではとの声に対しどのように考えているか」についてでございますが、この点につきましては、町民の皆様も真っ先に思い描く不安材料であり、今回の申し入れに対する判断においても最重要といえる事項であることから、四国電力に対しましては、使用済核燃料の搬出について、安全協定の確実な遵守を強く要請をいたしております。

使用済み核燃料の搬出については、六ヶ所村の再処理工場の稼働等、外的要因に大きく左右されるものではありませんが、伊方町としては、施設内への貯蔵は、あくまでも一時的貯蔵という姿勢を決して崩すことなく、今後も四国電力に対して指導を行ってまいりたいと考えております。

以上、大綱①の答弁とさせていただきます。

次に、大綱の②「文化事業補助について」のご質問でございます。

文化協会に対し、補助額の増額を図り文化振興を進めるべきではないかということでございます。まず、伊方町文化協会に加入している文化団体は、今年度で35団体439名の加入がございます。加入団体を地域ごとに見ますと、伊方地域が17団体254名、瀬戸地域が12団体83名、三崎地域が6団体102名となっております。

町文化協会では、文化団体の育成と団体相互の連携を図り、町民文化の向上と文化的なまちづくりに寄与するほか、上層文化団体との連携や町内関連団体との連携を図るなど、それぞれの地域に根差した活動を実施しております。

これらの活動に対しまして、協会の加入団体に補助金の交付を行っているところでございます。

当町におきましても、少子高齢化が進む中、5年前の平成25年と比較しますと、団体数では5団体、加入者数では75名が減少しておりますが、会員の皆様方におかれましては、それぞれが生きがいを持って、各種文化活動をとおして、様々な文化の醸成を図っていただいておりますことに対して、感謝をしているところでございます。

さて、文化協会につきましては、従来よりご指摘のように41万4,000円を補助しているところでございますが、ご質問の件に関しましては、先ずは、文化協会の内部におきまして補助金の増額につきまして、ご審議いただき、その必要性等につきましてお示しいただいたうえで、検討させていただきたいと考えております。

以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

次に、大綱の3「国民健康保険税について」のご質問でございます。

国民健康保険税の平成30年度の改定についてでございますが、国民健康保険税は、国民健康保険に加入する皆様がお互い助け合い、医療費や介護にかかる一人ひとりの負担を軽くし、安心し

て医療を受けていただくための税金であり、大切な財源でございます。

国民健康保険の負担は、本来、医療保険の保険料としての性格を持つものでありますが、保険税は保険料に比べ、時効や遡って請求できる期間が長いこと、差し押さえの優先順位が高いことなどから、本町では保険税方式を採用しております。

平成 29 年度国民健康保険特別会計の決算状況をみてみますと、一般会計や財政調整基金からの赤字補てんをすることなく、歳入が、19 億 912 万 2,043 円、歳出が 18 億 6,896 万 7,036 円、歳入歳出差引 4,015 万 5,007 円の黒字となっております。

税率は、医療費などを基本に、国民健康保険運営協議会の答申を経て改正することとなりますが、少子高齢化により年齢構成が高いために、所得水準は低い医療費水準は高く、保険税の負担が重いというような構造的な背景がございまして、平成 28 年度の税額を比較してみますと、本町は県内 20 市町中、上から、6 番目となっております。

さて、ご質問の平成 30 年度の改定についてでございますが、まずその、国民健康保険税の算定の仕組みについて、算定方法をご説明いたしますと、保険税は、ご案内のとおり世帯単位で計算し、加入者全員が対象となり医療費の支払い等に充てる医療分、同じく加入者全員が対象となり後期高齢者医療制度を支える後期高齢者支援金分、40 歳から 64 歳までの方が対象となり介護保険の財源となる介護納付金分の 3 種類を合算した金額となります。

また、この 3 種類はそれぞれ、ご指摘のように、国民健康保険に加入をいたしておられる方の前年の所得に応じて算定する所得割、当年度の土地及び建物の固定資産税に応じて算定する資産割、家族の人数に応じて算定する均等割及び世帯あたりの平等割で構成され、その他にも低所得者に係る軽減措置もございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え、都道府県も保険者となり、財政運営などに加わる制度改革が行われており、市町村は、従来どおり、事業を行うことが役割となっております。

税率につきましては、今回の制度改革により、まず、愛媛県が各市町ごとの標準保険料率を算定、公表し、各市町は、この率を参考として実際の税率を決定する制度となりました。

平成 30 年度の伊方町の標準的な税率は、1 人当たりで約 3 千円の増額が必要という結果でしたが、標準的な税率と現行の税率で、それぞれ税額を試算いたしましたところ、現行の税率のままだでも運営は可能と見込まれたため、税率は、据え置いているところでございます。

社会保障制度の見直しにより、平成 12 年度に介護保険制度が、平成 20 年度には後期高齢者医療制度が創設され、算定方法の複雑化とともに、加入者の皆様の負担は重くなっていると認識をいたしております。

限度額をみてみますと医療分 58 万円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護納付金分 16 万円、合計で 93 万円となっております。

他の市町村のホームページを見てみますと、税額の計算方法や計算例だけでなく、画面上で試算が可能な団体もございます。複雑な算定方法を納税通知書発送時も含め、広報紙やホームページで

改めて分かりやすく周知、説明し、納税へのご理解とご協力をいただき、健全な国保運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、若干長くなりましたが、大綱3の答弁とさせていただきます。

大綱の4「介護保険料について」のご質問でございます。

町では、平成30年3月に策定をした「第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」におきまして、計画期間中である平成30年度から32年度までの3年間のサービス見込量推計とともに介護保険料を決定をいたしました。

この期間中の介護保険料は、計画の基本的な方向性に基づき算定されたもので、基準額が月額5,000円・年額60,000円で、前期の3年間と比較して月額では1,000円のアップとなりまして、25%の上昇となります。

さて、ご質問の「保険料を抑えるためにどのような努力をしているか」でございますが、まず負担軽減策として、介護給付費準備基金からの繰り入れを行い、保険料の値上げを抑えることで、前期と同様、県内では1番低い保険料に決定をいたしております。

また、当町の本年4月1日現在の高齢化率は45.47%で、久万高原町の47.16%に継いで、県内2番目に高い高齢化率であり要介護認定者数につきましては若干増加傾向にありますことから介護給付費の増加が見込まれるところでございます。

そこで、新たな要介護認定を受ける方を減らしていけるように、疾病の予防・介護予防に努めることが重要と考えております。

具体的には、介護予防普及啓発事業として健康教室・健康相談・心の健康相談を実施し、その事業の中で理学療法士等の専門職等と連携し要介護状態とならないように予防を推進しております。

また、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくことができるように、日常生活上の支援体制の充実・強化を図るために、社会福祉協議会にコーディネーターを委託して、地域における支え合いのしくみづくりを推進しているところでございます。

このような取り組みを進めることで、地域における住民主体の組織が育成され、要介護状態になったとしても、地域の支え合いにより生きがいを持って生活できるようになり、この成果として介護給付費の削減を図り、今後の保険料の抑制に繋げていくように図っているところでございます。

以上で、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 乾式貯蔵のメリットにつきまして、高門町長が安全の向上が第一である。それがメリットに繋げるということで、答弁いただきましたけど、全くそのように思います。それに加えて、具体的なメリットとして、私は当然、使用済核燃料税のお話が若干でてくるかなと思っておりましたが、その使用済核燃料税につきまして、まだ町民に十分行き渡っていないと思いま

すので、その辺りを説明していただけたらと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 使用済核燃料税につきましても、議員もご承知のとおり伊方町にとりまして、長年の懸案であったというふうに認識をいたしております。本年度から使用済核燃料、1キロにつき500円を使用済核燃料に対して、課税をするということで、年間3億円程度を見込んでおるところでございます。これは5年間課税をするということで、本年度から始めているところでございます。先般、新聞にも載っておりましたように県の方におきましても、伊方と同じように核燃料税の中で使用済核燃料に対して、伊方と同じような500円を課税し、来年1月から適用するというふうなことが載っておりました、伊方は伊方として、この財源確保がある意味で年間3億円程度でございまして、十分それらの活用をして原子力発電所の安全性の向上、信頼性の向上等に役立ててまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対します再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 私は、科学者でも技術者でもございませんので、細かいことは分かりませんが、1,200本の乾式貯蔵を行うと2034年末までのいわゆる3号機の40年稼働を前提としたものであるというふうにも聞いておりますが、40年稼働と乾式貯蔵の関係について、どのように捉えておられますか。お伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 私は、3号機の稼働年数とこの乾式貯蔵の施設の慣例性はないというふうに捉えております。あくまでも乾式貯蔵については、国の核燃料サイクルにのっとって、六ヶ所村が稼働をしていただいて、それまでの一時的な貯蔵施設であるというふうな認識でございまして、3号機の40年云々ということとは、切り離して考えているところでございます。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。末光議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 文化事業につきまして、ご質問をさせていただきましたが、参考までにご紹介したいんですけど、以前、南予の文化ということで、南予の文化協会というのが宇和島市を中心にずっと続いておったわけですけども、その中で宇和島市は、28年度から南予文化協会の事務は原

則行政では行わず、協会自身でやるように言われているということが書かれておりました。結果的に南予文化協会は、休会をいたしました。そのメンバーは、宇和島市、鬼北町、吉田、松野、愛南、津島、三間町そういったところが、南予文化協会に列ねておったわけなんですけども、県の傾向といたしましても、文化事業につきましても、各自それぞれ各団体が努力をしてというふうな傾向があるように見られます。文化行政につきましても、具体的なお金の話もさせていただきましたけども、伊方町の財政の運営の仕方で、ハードからソフトに力点をおいていただきたい。財政を考えていただきたい。そういった趣旨でこの文化協会の例をださせていただきましたけども、他のいろんな事業につきましても、41万円をいただいておりますけれども、それぞれ自己負担等もしておりますので、自己負担をして、会費等も徴収される状況でございますので、実施的には6割りぐらいしかいただけてないというのが実質だと思いますので、是非とも愛媛県の文化行政のモデルをですね、伊方町が構築していくとそういった温かい文化行政に対する取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 只今の質問でございますけれども、町といたしまして文化活動の推進についてでございますけれども、文化活動に推進につきましては、町民の交流を基調といたしまして、組織的な活動が重要だというふうに考えております。・・・を通じて、機会を見に出していただき、これがひいては町が元気になるということにつながると考えております。このようなことから、町の文化活動の母体でございます。文化協会はその推進役として重要な役割を担っております。そういったことで、いろいろご意見お考えをいただきながらですね、今後の文化の振興に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 答弁はいいませんが、スポーツだけでなく、文化事業で声を出すことによりまして、先ほど質問させていただきました。国民健康保険税、介護保険料の抑制にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱2を閉じます。末光議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 国保税の平成29年度の徴収率は、92.7%とそれから徴収率を上げていくために94%にしたいというふうに目標を掲げておりますが、現在の町民一人あたりの保険給付費、町民

一人あたりの保険料の負担額を参考までにお聞かせ願えたらと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 医療の給付費の財源につきましては、公費が 50%、保険税が 50%ということが原則となっております。さらに低所得者の保険税の経年のために公的支援を追加導入されておりますので、現在の制度的には公費が 60%、保険税は約 40%の構成となっております。平成 29 年度の本町一人あたりの保険給付費が 34 万 6,082 円、これに対しまして一人あたりの保険税、医療分の調定額は 6 万 5,672 円ということで、保険税の割合が 19.0%となっております。給付費と保険税でみますと、負担は軽いという一面もございますので、納税のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今の課長さんがおっしゃられたように、保険税の割合は 19%だということで、率からすれば軽いと思います。それなのに、重く感じるギャップを埋めていただくためにも、こういった機会を通じて、或いはいろんな機会を通じまして、国民健康保険税についてご理解を願う努力をしていただきたいと思います。いろいろと徴収の書類等を見ましても、これだけの高齢化社会を見ましてもハズキルーペを見ないととても読めないような細かい数字が羅列されております。あえて、昔からの問題を質問させていただいたのは、町報とかホームページがありましても見る気がしないとテレビとか具体的に言ってもらえれば分かりやすいと、高齢者の方の意見もございまして、当たり前のことかもしれませんが、そういったことも十分に周知していくのが大事なことだと思っております。また、国全体では国民医療費が 40 兆円を超えて年々 4%とぐらい増えていくような実状でございます。このままお医者さんに掛かり続けると財政がパンクの方向に向かい兼ねない、そういう状況もありますので、これらの状況できるだけ不要な治療は受けない、そういったことで保険料の負担の軽減に繋がっていくということでございますので、町民といたしましても一緒に努力をしていったらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 答弁なるかならないか分かりませんが、末光議員からも理事者のような答弁をしていただきましたので、ご提言も受けまして、町民に対しての現在の保険制度、内容等々十分に周知をしていただくよう町としても務めてまいりたいというふうに思いますし、国全体の医療費、それから保険料の負担というのは大きな課題であるというふうに思っておりますので、今後と

もその点にも留意をして、町政の運営にあたってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱3を閉じます。末光議員、大綱4の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 介護保険料の負担の仕組みにつきまして、転入者も出身地で負担というようなことをお聞きしております。仮に東京へ、伊方町民が転入してもその費用は伊方町でみるというふうなことだというふうに認識しておりますけれども、その点について具体的にもう少しお話を聞かせていただけたらと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 只今のご質問でございますが、本町から町外に転出した方に対する介護保険給付費の支払が出身の町に課されておるというのは、住所地特例制度という制度がございます。これにつきましては、合併後の法改正によりまして、介護給付費が不安定になりますことから、出身地において介護保険料を徴収してその費用も支払っていくという制度が取り入れられております。これに関しましては、医療の分野でも同じ制度が取り入れられております。ということで、現在ですね、伊方町におきましては、住所地特例策としまして、34名の方が町外に移られて、施設等に入られております。その費用につきまして、町からお支払いをしているというふうな制度になってございます。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大変細かいことを言って申し訳ないんですけども、この介護保険料という冊子が町の方から出されております。私もいろいろと見ましたが、介護保険料の負担者には、第一号被保険者と第二号被保険者というような小分けがあると思います。65歳以上の皆さんは、第一号被保険者になるわけですけども、そういった記載がなされていないように思われます。できるだけ、介護保険料の理解をしていただくためにもパンフレット等にも細かい表示をしていただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 町では各種パンフレットを作成して配布をさせていただいております。

す。只今の議員のご指摘を受けまして、再点検してですね、おっしゃられるとお分かりやすい表示、附則する分については追加表示して適切に説明ができるようにさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、11時15分からといたします。

休憩 11時01分

再開 11時15分

報告第5号

○議長（山本吉昭） 再開をいたします。日程第5「平成29年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第5号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第5号 平成29年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先の議員全員協議会でご説明させていただいておりますので、簡単にご説明させていただきます。

1頁をお願いいたします。健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため数字に表れません。

実質公債費比率は、5.5%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字に表れません。いずれも、早期健全化基準を下回っております。

2頁をお願いいたします。次に、資金不足比率についてでございますが、資金不足がありませんでしたので、数字に表れません。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、お願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「平成29年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第6号

○議長（山本吉昭） 日程第6「平成29年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第6号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 報告第6号 平成29年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっております。

本報告書は、平成29年度の実施事業についての点検・評価まとめたものです。

教育行政の推進につきましては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よこびの風薫るまち伊方」や、まちづくりの基本目標でもあります教育・スポーツ・文化面を確認いたしました。

これを受けまして、教育行政の目標を「ふるさと愛いっばいの人材が育つまちづくりを目指して」と決めました。

そして、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、人づくりの精神と伝統文化の継承・発展を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進してまいりました。

個々の事業につきましては、11頁から17頁にかけまして、4段階に分けて評価いたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、平成29年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第6号「平成29年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第51号

○議長（山本吉昭） 日程第7「町長の専決処分事項報告について（平成30年度伊方町一般会計補正予算（第2号）」議案第51号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第51号 平成30年度伊方町一般会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、亀ヶ池温泉源泉改良工事等に係る経費でございまして、急を要するため平成30年6

月 25 日付にて専決処分したものでございます。

予算額は、歳入歳出それぞれ 996 万円を追加し、総額を 87 億 4,849 万 6 千円としたものでございます。

歳出につきましては、7 款商工費に亀ヶ池温泉源泉改良工事等に係る経費として 996 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、17 款繰入金に、財政調整基金繰入金 996 万円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号「町長の専決処分事故報告について（平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 52 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「町長の専決処分事故報告について（平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）」議案第 52 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 52 号 平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧に係る経費でございまして、急を要するため平成 30 年 7 月 17 日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ 9,320 万円を追加し、総額を 88 億 4,169 万 6 千円としたものであります。

歳出につきましては、11 款災害復旧費に公共土木施設及び農林水産施設の災害復旧に係る経費として 9,320 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、17 款繰入金に、財政調整基金繰入金 9,320 万円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号「町長の専決処分事故報告について（平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 5 3 号

○町長（山本吉昭） 日程第 9「伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」議案第 53 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 53 号 伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、「水ヶ浦小学校」を「伊方小学校」に統合することに伴い、本条例の、一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

小学校の名称及び位置を規定しております、別表第 1 から、水ヶ浦小学校の、項を削るものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号「伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 4 号

○議長（山本吉昭） 日程第 10「伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について」議案第 54 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 54 号 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、三崎公民館の解体に伴い、本条例の、一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

使用料を規定しております別表第3から、三崎公民館の第5項を削り、第6項と第7項を繰り上げるものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（中村敏彦） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村敏彦） 三崎総合支所の前の4階の公民館の扱いだと思うんですが、三崎には公民館というところは、他にはないのでしょうか。二名津に分館という名前かと思ったんですけど、あるように記憶をしておるんですけど、その扱いはどうなるのか。お聞きしたらと思います。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 三崎公民館の建物、解体したわけなんですけども、建物といたしましては、三崎公民館は現在のところございません。事務所として、支所の中に事務所を構えておりますけども、その他に二名津に分館がございます。三崎の公民館としての機能といたしましては、建物的に申しますと、二名津に分館となっておりますけども、なお、公民館としての集会であるとか研修であるとかにつきましては、支所の会議室を活用して行うということでございます。

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村敏彦） 二名津に分館は、三崎に公民館があつて、その公民館は二名津に分館ですよということで、その2箇所あるんで、二名津を分館にしたんじゃないのかなと思うんですよ。公民館長というのも三崎は三崎でいらっしゃると思うんですけども、二名津を分館じゃなしに公民館というふうに名前のなもんを変えられるもんなんじゃないかな。というのは、本体ないのに分館だけあるというのは、おかしいじゃないですか。私のあれですけど、解釈は三崎公民館があつて、二名津の公民館、中学校の跡地が公民館やと思うんですけど、それを公民館的なものに使わせられないかということで二名津の人等がそういう申し出があつて公民館にしましょう。二名津、分館ですよというような話にして、分館が付いたと思うんですよ。本体の公民館がなくなったんで、分館をのけて二名津公民館に名所を変えることはできないものなんじゃないかな。それで、始めて公民館館長がいきってくるし、公民館的な活動もしていただいたらと思うんですが。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 三崎全体の公民館である解体をされました三崎公民館がなくなったというふうなことでございまして、活動そのものが説明がありましたように支所と二名津分館で、取り敢えずはできるというようなことで、それであくまでも三崎全体の建物をこれから永久にないものでいくのかどうかによって、また、二名津の扱いが変わってくると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議員（中村敏彦） はい、結構です。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号「伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 55 号

○議長（山本吉昭） 日程第 11「伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定について」議案第 55 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 55 号 伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、伊方町営住宅条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

今回の改正は、公営住宅家賃決定における、認知症患者等の収入申告義務の緩和に対する措置で、これまでは、入居者の毎年度の収入申告をもとに家賃を決定し、収入申告のない場合は、近傍住宅家賃をもとに家賃を決定していたものを、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認められる場合は、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定する事を可能とする旨の改正であります。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

第 12 条から第 14 条につきましては、法改正に伴う条ずれ及び条例第 15 条の改正に伴う字句の追記であります。

第 15 条の（収入の申告等）についての規定でございますが、第 1 項において認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認められる場合の、収入申告義務の緩和について、ただし書きを追記するもので、第 3 項において、それに代わり収入状況の調査を行う方法について追記するものであります。

第 31 条から第 53 条につきましては、法改正に伴う条ずれ、第 15 条の改正に伴う、読み替えカッコ書きの追記、及び、字句の改正であります。

なお、この条例は、附則におきまして、公布の日から施工するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、宜しくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

しと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号「伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 56 号

○議長（山本吉昭） 日程第 12「伊方町生活改善センター条例を廃止する条例制定について」議案第 56 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第 56 号 伊方町生活改善センター条例を廃止する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は三崎公民館の解体に伴い、公民館内にありました三崎生活改善センターも撤去されたため、条例を廃止するものです。

三崎生活改善センターは、第 1 次産業従事者の生活安定と福祉の向上を図ることを目的に、昭和 53 年度に整備されたものでありますが、平成 28 年に耐震診断により全館立ち入り禁止となつてからは利用されておられません。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号「伊方町生活改善センター条例の廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 57 号

○議長（山本吉昭） 日程第 13「伊方町ふるさと創生基金条例を廃止する条例制定について」議案第 57 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 議案第 57 号 伊方町ふるさと創生基金条例を廃止する条例制定につ

いて、提案理由をご説明いたします。

本案は、ふるさと創生基金の設置目的による処分が完了したため、条例を廃止するものでございます。

本案のふるさと創生基金でございますが、平成元年のふるさと創生1億円を原資としまして、各旧町ごとで基金条例を制定いたしまして現在に至っております。

近年では、国際交流事業などに基金を充当いたしまして、平成28年度の支出をもちまして、設置目的による処分が完了し、条例を廃止するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第57号「伊方町ふるさと創生基金条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第58号

○議長（山本吉昭） 日程第14「伊方町農業水利推進基金条例を廃止する条例制定について」議案第58号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第58号 伊方町農業水利推進基金条例を廃止する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は旧伊方町の県営かんがい排水事業に伴い、農林公庫資金借入れの償還金に充てるため昭和57年度に設置された基金ですが、その償還が終了したため、条例を廃止するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議の、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑ありませんか。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第58号「伊方町農業水利推進基金条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第59号

○議長（山本吉昭） 日程第15「三机小学校校舎外部改修基金条例を廃止する条例制定について」議案第59号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第59号 三机小学校校舎外部改修基金条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、三机小学校校舎外部改修工事の完成により、基金の目的が達成されたため、廃止するものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第59号「三机小学校校舎外部改修基金条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第60号

○議長（山本吉昭） 日程第16「伊方町看護師等就学就業資金貸与条例制定について」議案第60号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第60号 伊方町看護師等修学就業資金貸与条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町国民健康保険診療所の看護師等の人材の確保を図り、町内医療を充実させるため、今回、新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきますので、1頁をご覧ください。

第1条は、将来、国民健康保険診療所において、看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学に要する資金及び就業に要する資金を貸与することにより、看護師等の育成及び人材の確保を図り、もって町内医療の充実に資するという、条例の目的を規定しております。

第2条第1項には、養成施設に入学を許可され、又は在学する者、同条第2項には、職員として採用されることが決定し、他の市町村から本町に転入する者など、貸与の対象及び方法を定めております。

第3条は、2頁にかけてまして返還の免除について定めており、第1項は、修学資金について、貸

与を受けた期間に相当する期間、従事した場合、また、就業資金については、引き続き 3 年以上、従事した場合などの、修学就業資金の全部の返還の免除を定めております。

また、同条第 2 項では、全部又は一部の返還免除についても定めております。第 4 条第 1 項には、貸与相当期間従事しなかったときなどの修学資金の返還、同条第 2 項には、3 年以上従事しなかったときなどの就業資金の返還について定めております。

第 5 条は、町の他の制度の修学資金の貸与を重複して受けることができないことを定めております。

最後に、第 6 条は、規則への委任を定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降に交付する修学就業資金から適用することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号「伊方町看護師等就学就業資金貸与条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 61 号～議案第 72 号

○議長（山本吉昭） 日程第 17「平成 29 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第 61 号から、日程第 28「平成 29 年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第 72 号までの 12 件は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 61 号 平成 29 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 72 号 平成 29 年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの 12 議案につきましては、平成 29 年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて 12 会計の決算認定をお願いするものでございます。平成 29 年度の一般会計の決算状況は、歳入総額 108 億 30 万 4,496 円に対しまして、歳出総額 102 億 8,832 万 6,134 円で、差し引き 5 億 1,197 万 8,362 円であり、翌年度への繰越財源 7,028 万 7 千円を差し引きしますと、実質収支は 4 億 4,169 万 1,362 円となっております。

特別会計の決算状況は、10 会計あわせて、歳入総額 43 億 4,891 万 4,245 円に対しまして、歳出総額 41 億 9,182 万 2,135 円で、差し引き 1 億 5,709 万 2,110 円であり、翌年度への繰越財源が無いため実質収支は同額の 1 億 5,709 万 2,110 円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支におきましては、収入 3 億 9,841 万 9,128 円に対しま

して、支出3億4,994万5,277円で、差し引き4,847万3,851円となっております。

次に、資本的収支におきましては、収入5億8,255万円に対しまして、支出6億7,580万557円で、9,325万557円不足いたしております。不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,540万6,406円、減債積立金取崩額1,547万4千円、過年度分損益勘定留保資金3,237万151円で補填いたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明させますので、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、お願いいたします。

○議長（山本吉昭） 監査委員より、地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運営状況審査意見書、並びに地方公営企業法第30条第6項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（岡田包） はい

○議長（山本吉昭） 岡田代表監査委員

○代表監査委員（岡田包） それでは、平成29年度の決算審査意見書につきましては、議員の皆様のお手許に、お配りをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された平成29年度伊方町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計における歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、平成30年7月23日から8月10日にかけて、実質8日間にわたりまして、吉川監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、監査を実施いたしました。以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額108億30万4,496円、歳出総額102億8,832万6,134円の収支となっております。差し引き5億1,197万8,362円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源7,028万7千円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は、4億4,169万1,362円でありました。歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が97.36%と、前年度に比べ0.3ポイント上回っておりますが、依然として、町税及び国保税並びに住宅使用料などの滞納額が多額になっている状況であることから今後も引き続き、税負担の公平性と歳入確保の観点から、収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努めていただきたい。次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが指定管理施設については、指定管理施設については、指定管理者への適切な指導のもと、指定管理料の削減に向け、より一層の経

営努力を望むものであります。また、実質不用額については、3億5,890万8,297円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る確保から、多額の不用額が生じることの無いよう、適切な予算の執行管理に努めていただきたいと思います。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下、10の会計がございます。いずれの会計も黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定並びに公共下水道事業特別会計、小規模特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、一般会計からの多額な繰入により、収支同額の決算となっている状況であります。これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や加入率の伸び悩み等により、厳しい経営環境下にあります。適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。一方、地方交付税についても段階的縮減の開始に伴い財政運営は一段と厳しくなるものと思われま。つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き、住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされており、諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容には、正確に処理されており、適正であることを認めました。決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた、300万3,185円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金8,597万円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は23.4%となっております。今後も同様な依存体質が続くものと予想されます。しかしながら、水道事業は、独立採算制で運営するのが基本原則であることから、町民のご理解を得て、平成30年度から水道料金の引き上げ等により経営努力を行っているところでありますが水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の落ち込みや施設の老朽化により、継続的な施設整備に係る投資的費用の増加が見込まれることから、今後も大変厳しい状況が続くと思っておりますが、引き続き経営基盤の改善を図るとともに長期的な展望に立った効率的な運営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待を致しまして、審査意見の補足といたします。

散会宣告

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。この決算認定につきましては、例外により議員全員協議会において審査したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員全員協議会で審査することといたします。なお、議員全員協議会は、9月19日水曜日、午前10時から全員協議会室において開催いたします。以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。14日から18日は、休会。19日は、午前10時から議員全員協議会。20日は、休会。21日は、午前10時から本会議を再開いたします。以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。

お疲れ様でございました。

(12時09分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員